基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九号の九に規定する病床の数に一二三、三〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五九、一〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

十二　次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に四〇、二〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に一九、三〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・六を乗じて得た額

算式

（A－B×1.1）×53,000円

算式の符号

A　前年度の３月31日現在における当該市町村の病院職員数（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B　昭和38年３月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数

十三　精神保健対策費補助金を受けて施行する心のケア事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

十四　町村の議会の議員及び長の選挙において、公職選挙法第百四十一条第八項の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用、同法第百四十二条第十一項の規定によるビラの作成に要する費用及び同法第百四十三条第十五項の規定によるポスターの作成に要する費用について当該町村が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

３　平成二十八年度から令和三年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に一一六、三〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五四、六〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

十二　次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に四三、四〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に二〇、四〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・九を乗じて得た額

算式

（A－B×1.1）×56,000円

算式の符号

A　前年度の３月31日現在における当該市町村の病院職員数（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

［新設］

B　昭和38年３月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数

［新設］

５　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

６　平成二十六年度から令和二年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道の高料金特別対策に要する経費の財源に充てるため特別に発行について同意又は許可を得た一般会計の出資に係る地方債のうち総務大臣の定めるものの当該年度における元利償還金の額に○・五を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の指定都市にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。